

ゆう訪問入浴運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ゆうが開設する、ゆう訪問入浴(以下「事業所」という。)が行う指定訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員又は介護職員(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、事業所の看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。

2 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、事業所の看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を図る。

3 感染症の発生及び、まん延防止等に関する取り組みを実施する。

委員会の開催・指針の整備・研修の実施・訓練の実施を計画する。

4 感染症や災害が発生しても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する。

5 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 ゆう訪問入浴
- ② 所在地 青森県上北郡七戸町字道ノ上 118 番地 1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職種	資格	常勤	非常勤	備考
管理者	介護福祉士	1		介護職員と兼務
看護職員	看護師	2		同上
介護職員	介護福祉士		1	
介護職員			2	

(1)管理者

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2)看護職員・介護職員

指定訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2人をもって行うものとし、指定介護予防訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員1人をもって行うものとする。なお、利用者に対しては、事前に看護職員等の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう依頼し、入浴前の食事摂取を控え、室温を適温に調節し、気分が悪くなったときはすみやかに申し出ることを伝える。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 毎週月曜から金曜とする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時から午後5時までとする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 全身入浴
 - ② 部分浴(90/100)
 - ③ 清拭(90/100)
- 2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、実施地域を越える地点からその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
事業所の実施地域を越える地点から、10km未満は1kmごとに50円
事業所の実施地域を越える地点から、10km以上は1kmごとに40円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をし、同意を得る。

(サービスの利用に当たっての注意事項)

第7条 サービスの利用に当たって利用者が留意すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 サービス実施の30分以内に食事を摂らない
- 二 サービス実施までに飲酒をしない
- 三 サービス実施までに過度な運動等をしない

(緊急時等における対応方法)

第8条 看護職員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、七戸町(旧天間林村)の区域とする。

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業所は、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 初任者研修 採用後3カ月以内
- ② 継続研修 年2回
- ③ 資格の有さない介護員については、認知症介護基礎研修を受講の機会を設ける。
- ④ 男女雇用均等法等におけるハラスメント対策に関する適切な対策を講じる。
- ⑤ 利用者の人権の擁護・虐待発生・再発防止のために適切な対策を講じる。
- ⑥ 事業継続計画(BCP)を作成し、研修・委員会の開催・訓練等に努める。

2 看護職員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 看護職員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ゆうと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

改正 令和3年4月1日 介護報酬改定による。

改正 令和6年4月1日 介護報酬改定によるBCPの追記

改正 令和7年3月1日 通常の実施地域